

新型コロナウイルス感染症及び福島県沖地震への
対応に係る補正予算を専決処分しました



ターゲット 11.3

令和3年4月26日
郡山市財務部
財政課
担当：佐藤 達也
TEL：924-2071

SDGs ターゲット 11.3「包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症及び令和3年2月13日発生 of 福島県沖地震への国及び県の政策への対応等により、3事業について、本日（4月26日）、補正予算を専決処分しましたのでお知らせします。

○補正予算

1 補正予算額 一般会計 709,041 千円

2 補正内容等

(1)低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

239,795 千円（財源：国 10/10）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

○対 象 世帯：約 3,100 世帯・児童数：約 4,700 人

○給付額 児童1人当たり一律 5万円

○給付時期（予定）

- ・児童扶養手当受給者世帯（約 2,800 世帯） 5月11日の手当支給日に合わせ支給
- ・その他の世帯 5月17日から申請受付開始（審査後すみやかに支給）

(2)被災住宅修理支援事業 469,201 千円（財源：県 9/10 等）

福島県沖地震による住家被害のうち、災害救助法に基づく住宅応急修理制度の対象とされない住家被害（一部損壊）に対し、福島県が独自に「被災住宅修理支援事業」を実施することに伴い、当該事業の対象となる住宅修理費への支援を実施。

○対 象 住家被害が準半壊に至らない（一部損壊）世帯

※内装のみの修繕等、一部対象外のものあり

○支給額 住宅修理の実施費用に 20 万円以上を要した世帯に対し、定額 10 万円を支給

○受付開始 5月上旬 ※り災証明の申請窓口（市役所本庁舎正庁）で受付開始予定

(3)中央図書館復旧修繕に係る実施設計 9,680 千円（財源：災害復旧債）

福島県沖地震により被災した中央図書館の復旧に係る実施設計を実施。